

高知県教育委員会 会議録

平成22年6月臨時委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成22年6月1日(火)：16：00

閉会 平成22年6月1日(火)：17：25

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	河田	耕一
	委員	小島	一久
	委員	宮地	彌典
	委員	久松	朋水
	委員	北添	紀子
	委員(教育長)	中澤	卓史
欠席委員			なし

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	東	好男
〃	教育次長	池	康晴
〃	教育政策課長	黒沼	一郎
〃	幼保支援課長	門田	登志和
〃	小中学校課長	永野	隆史
〃	高等学校課長	藤中	雄輔
〃	生涯学習課長	濱田	久美子
〃	スポーツ健康教育課長	刈谷	好孝
〃	人権教育課長	中澤	牧生
〃	教育政策課課長補佐	岡村	一良
〃	教育政策課課長補佐	唐岩	隆之
	教育政策課教育企画担当f-7	中島	勝海(会議録作成)
〃	教育政策課主幹	田中	健(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

- 委員長 6月臨時委員会を開催する。本日の議案は、付議第2号が6月県議会提出予定の報道解禁前の議案のため、非公開として取り扱うこととする。賛成の委員は挙手をお願いする。
- 各委員 全員挙手
- 委員長 それでは、付議第2号は非公開の取扱いとする。
- 教育長 (提案説明)

【付議第1号 学力向上・いじめ問題等対策計画の改訂に関する議案(教育政策課)】

○教育政策課長から主要な改訂箇所とともに、資料23pの「◆高知県の社会の現状」部分の図表のデータを最新のものに更新する予定であることを説明。

○質疑

委員長 教育長	今年度の全国学力・学習状況調査結果はいつ頃明らかとなるか。 7月末か8月初め頃と聞いている。昨年度「改善の兆し」がみられており、今年度は「改善傾向」がみられなければならない。高知市などは従前に比べ相当取り組んでおり、成果は表れると思う。
委員長	資料23pに、母子世帯数比率の推移に関する図表が掲載されているが、父子家庭についてはデータはないか。
事務局 委員	把握していない。 新規事業の「国語学力定着事業」は、算数・数学の単元テストと同様のものか。
事務局	同様ではない。「書くこと」を通して言語活動を豊かにするシートの作成を考えている。
委員	学校訪問の都度、なるべく学校図書館を訪れることにしているが、あまり積極的に活用されていない印象を持っている。図書の貸出率や図書館の利用率などをデータとしてまとめられないか。活用状況がデータとして把握されていないことを危惧する。資料表紙裏に記載の「自ら学ぶ力を身につける」趣旨からも、学校図書館の活性化に取り組んでもらいたい。
事務局	今は(活性化に向けた)外枠づくりをメインに取り組んでいる。学校図書館支援員を配置した市町村は随分変わってきているが、全体として、学校図書館の有り様についての共通認識の醸成が不十分。また、単に物語を読ませるだけでなく、論理的な思考づくりを目指していきたい。
教育長 委員 事務局	資料44pに学校図書館支援員の配置について記載してはどうか。 学校に配置されている司書教諭に専任の方はいないのではないか。 今回、学校図書館活動推進校として指定した20校については、図書

教育長	館活動に特化した司書教諭を配置しているが、(司書教諭を必ず置かなければならない、例えば、小学校においては12学級以上ある)60校のうち、残りの40校については学校図書館について十分学んでいるか疑問が残る。今後意図的な育成を目指していきたい。
委員長	指定した20校には司書教諭を加配したもの。別途、緊急雇用で学校図書館支援員を70名確保している。支援員を配置すれば、すぐ実績が出てくるので学校の評判につながる。少なくとも図書の貸出冊数は増える。
事務局	資料24p、ホームページを開設して情報提供を行っている学校の割合が全国より低いのはどういう理由か。
教育長	人手の問題及び校務用パソコン配置数など環境の問題がある。
委員長	意識があればそれらの点はカバーできるはず。
事務局	以前からどう推移しているか。
委員長	昨年度は、調査での発問の仕方が若干異なっており単純に比較できないが、多少は改善されているようである。
事務局	同じ24pの「学校公開日」を設けている学校の割合も全国より低いけどどこが「公開」していないのか。
委員長	地域の人に、自由に来てもらうようきちんと呼びかけが行われていないところと思う。ただ、土佐の教育改革などで開かれた学校づくりを推進してきており、意外な結果と感じている。
委員	推移を把握するため、今後は経年でデータを掲載してほしい。
事務局	小学校においてホームページを開設することは本当に必要だろうか。保護者からのアクセスは相当数あるだろうか。
教育長	アクセス数としては少ないと思うが、体験上、ホームページの開設は非常に有効と考えている。
委員	保護者や地域社会に対する一つの「姿勢」と捉えている。
委員	継続して適時に更新するのは息切れするもの。多忙な中、教員に負担をかけてまで行う必要があるかが疑問。
事務局	共通のひな形を設定するなどして簡素化できないか。各校の独自性は中身で示していけばよい。
委員	計画したが、設計費用の面もある。一方、市販のホームページ作成ソフトによって簡単に作成できるのだが、それすらもできていない。
委員長	高等学校に比べると、小中学校で開設する必要性は疑問。
事務局	学校の特色や目指す姿などをホームページで示すことが学校の誇りにつながる。地域住民のみならず県民全員に公開していく姿勢は重要と思う。
委員	子どもたちにとっては一つの情報教育の場であり、学校の有り様を発信していく点からも、積極的な開設を学校に働きかけたい。
委員	長期間、更新されないといった状態に陥ることを危惧する。実態を踏まえたうえで取り組んでもらいたい。

委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。
-------------------	--

【付議第2号 高知県立学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案（高等学校課）】

○高等学校課長から国の制度概要と本県の対応、条例の概要の順番で説明

○質疑

教育長	本県の対応としては、留年生の取扱いが最大の論点であった。国からの交付金（「公立高等学校授業料不徴収交付金」）の算定上、留年生は考慮されないが、そういう生徒は経済的に課題を抱えている場合があると考え、本県では不徴収の対象とする判断をした。なお、他県にも照会したが、細かい取扱いにまでこだわっていない状況。
委員 事務局	国の制度と異なるのは、資料 19p でいえばどこか。 「標準修業年限超過在学者」と「高校既卒者」を不徴収の対象としたのが、国との大きな相違点である。
委員長 事務局	現状、留年生はどれぐらいいるか。 全日制 29 名（うち 6 名休学中。）、定時制 16 名、通信制 68 名。 留年した場合、授業料を払わなくてもよくなることで、結果、退学する生徒が少なくなる。
委員 教育長	現場の負担が強くなることはないか。 事務的には授業料の徴収事務がなくなることの方が大きな負担軽減。
委員 教育長	留年は経済的な理由ではないのでは。 経済的な理由が根底にあって留年から退学に至る生徒がいることは確か。今回不徴収とすることで、お金がなくてやめる生徒は減る。
委員 事務局	あえてそういうことなら負担が増えるのでは。 生徒が在学している以上、卒業させるのが高等学校の使命であり、そういうことからいうと大変になる。
委員長 事務局	聴講生はどれぐらいいるか。 のべ 238 人。科目 1 単位 1,740 円の授業料となる。
委員長 事務局	別科とはどういうものか。 特別支援学校の理美容科以外では、本県で該当はない。
教育長	この法案は短期間で成立に至ったため、交付金の算定部分などで十分な調整がなされていない。例えば、授業料減免割合の全国平均値等に基づいて算定された一律の調整率 11.5%について、都道府県によって減免の割合は異なっており、別途差額が交付税措置されるべきもの。

事務局 教育長 事務局	(資料 18p の交付金額見込みについて説明。) 本県は 6.75% で全国ほど減免しておらず、損得で言えば損となる。先般の文科省の説明では、11.5% の現場との差は、今後 5 年間で修正しながら一律にしていくとの話があった。
委員 事務局 委員 事務局	授業料の月額、都道府県によって異なるか。 殆ど同じである。 私立は月額 30,000 円前後の授業料になると思うが。 私立の留年生分については、県費で負担することとなる。総額で約 152 万円の補助となる見込み。
教育長 委員長	県立高等学校と考え方を合わせたもの。 よいと思う。就職状況は今後も好転するとは考えられない。学びなおし、職業教育の観点から高等学校はセーフティネットとして重要。
教育長	制度の一つの主旨として、高等学校ぐらいまではできるだけ卒業させようという施策と判断したものである。
委員	半分だけでも徴収して苦学生などに支援してあげるといふ施策もあるのではないかと思うが。
委員 教育長	将来、財政が今より厳しくなると再び徴収することにならないか。 高等学校の授業料はそういうことにはならないと思う。子ども手当は分からないが。
委員 教育長	外国人の取扱いはどうなるか。 公立学校に入学していれば国籍は関係ない。一方、お金を払って勉学するという有り難い気持ちを失い、人の荒廃につながりはしないかという声は聞く。
委員	専修学校など高等学校卒業資格を取得できる学校の生徒はどのような取扱いとなるか。
事務局 委員	不徴収の対象となる。 そのような生徒は通信制に入学している扱いとなり、その通信制の授業料が不徴収となるのではないか。
委員長 各委員 委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件を原案のとおり議決する。

(5) 議決事項

付議第 1、2 号

原案のとおり議決